

## 松江市木造住宅耐震診断士派遣制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「松江市耐震改修促進計画」に基づき、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、本市の区域内に存する木造住宅の耐震診断を希望する所有者又は借家人（以下「所有者等」という。）に対し、耐震診断を実施する者をあつせんし、当該木造住宅の耐震診断を実施促進する制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 木造住宅 柱、<sup>はり</sup>梁等の主要構造部が木造の住宅(店舗等の用途を兼ねるものであって、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。)をいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会発行（国土交通省住宅局監修）「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (3) 島根県木造住宅耐震診断士登録者 島根県が定める島根県木造住宅耐震診断士登録制度要綱に基づき登録された診断士をいう。
- (4) 派遣 本制度において派遣とは、耐震診断を実施する者を市民の求めに応じ、あつせんすることをいう。

(耐震診断士)

第3条 本制度により松江市に登録され、耐震診断を実施する者は、松江市木造住宅派遣耐震診断士（以下「耐震診断士」という。）とする。

(耐震診断士の登録)

第4条 耐震診断士の登録の方法については、島根県木造住宅耐震診断士登録

者の中から（一社）島根県建築士会より推薦を受けた者を耐震診断士として登録するものとする。

- 2 耐震診断士は、耐震診断の実施にあたり建物の所有者等に対して、診断士登録証を提示しなければならない。

（耐震診断士の報告義務）

第5条 耐震診断士は、耐震診断を実施したときは、速やかにその結果を本制度を利用する所有者等（以下「利用者」という。）に報告しなければならない。

（守秘義務及び説明義務等）

第6条 耐震診断士は、業務に関し職務上知り得た秘密を関係者以外に漏らすてはならない。

- 2 耐震診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 業務に関し利用者から診断のために要した経費以外の金銭を受け取ること
- (2) 利用者に対し不必要な改修をあおること
- (3) その他診断士としてふさわしくない行為を行うこと

- 3 耐震診断士は、第5条第1項の報告書の内容について利用者から説明を求められたときは、誠実に対応しなければならない。

（対象建築物）

第7条 本制度の対象となる木造住宅は、次の各号のすべてに該当する木造住宅とする。

- (1) 松江市内に存する昭和56年5月31日以前に工事着手された住宅で、建築基準法の規定（別に定めるものに限る。）に違反していないもの。ただし、昭和56年6月1日以降に増築工事に着手されたものは、既存部分（増築部分が構造上別棟であるもの）に限る。
- (2) 国、地方公共団体その他公的団体が所有する以外のもの

(3) 地上階数が 2 以下のもの

(耐震診断の申込み)

第 8 条 耐震診断を受けようとする者は、木造住宅耐震診断士派遣申込書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して市長に申し込まなければならない。

(1) 付近見取り図

(2) 所有者が複数人いる場合は、所有者全員の同意書（市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。）

(3) 借家にあつては、借家人の同意書

(4) その他 耐震診断を行う上で資料となる図面及び確認通知書の写し等  
(耐震診断の決定等)

第 9 条 市長は、前条の規定による申込みがあつた場合には、耐震診断の実施日及び派遣する耐震診断士を決定し、その旨を木造住宅耐震診断士派遣決定書（様式第 2 号）により申込者に通知する。

2 前項の耐震診断については半日単位で、原則として 1 件につき 1 回を限度とする。

3 第 1 項の耐震診断における費用は、申込者が負担するものとする。

#### 附 則

この告示は、平成 23 年 3 月 31 日より施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 13 日松江市告示第 54 号）

この告示は、平成 27 年 3 月 13 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 30 日松江市告示第 159 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日松江市告示第 193 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。